

豊田市重層的支援会議設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市重層的支援会議の設置及び構成並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 社会福祉法第106条の4第2項第5号及び第6号に規定される事業（以下「多機関協働事業等」という。）に基づき、複雑化及び複合化した課題を抱える市民に対する支援の円滑な実施、社会資源の充足状況の把握及びその開発に向けた検討並びに孤独及び孤立の状態の予防を含めた支え合いの地域づくりを推進する施策の検討のため、豊田市重層的支援会議（以下「本会議」という。）を設置する。

2 本会議は、次に掲げる会議体を兼ねる。この場合、各会議体の根拠法の規定に則り適切な運営がなされるように留意する。

（1）孤独・孤立対策推進法第15条第1項に規定される孤独・孤立対策地域協議会

（2）生活保護法第27条の3第1項に規定される調整会議

（3）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第15条第1項に規定される支援調整会議（個別ケース検討会議）

（構成）

第3条 本会議は、豊田市重層的支援体制整備事業実施要綱別表第1に規定する事業の実施主体となる支援機関及び委託事業を実施する者その他市長が求める者をもって構成する。

（全体定例会）

第4条 全体定例会は、重層的支援全般について情報交換、多機関協働のあり方、役割分担、人材育成、評価活動等について検討する。

2 全体定例会は、豊田市重層的支援体制整備事業実施要綱別表第1に規定する事業の実施主体となる支援機関及び委託事業を実施する者の管理職が参加する。

（チーム定例会）

第5条 本会議に、チーム定例会を設置し、支援円滑化チーム定例会・地域づくり推進チーム定例会で構成する。

2 支援円滑化チーム定例会は、重層的支援に関する事例の情報共有、課題共有及び対策の検討を行い、多機関協働による支援の円滑化に関する取組の企画を行う。

3 地域づくり推進チーム定例会は、地域資源等の情報共有、課題共有及び推進策の検討を行い、支え合いの地域づくりやつながり創出に関する取組の企画を行う。

4 チーム定例会の構成員は、協議内容に応じて豊田市重層的支援体制整備事業実施要綱別表第1に規定する事業の実施主体となる支援機関及び委託事業を実施する者が参加する。

(チーム会議)

- 第6条 本会議に、必要に応じてチーム会議を設置し、相談のあった事例について、本人同意の上、個々の事例に関する機関等が集まり、情報を共有するとともに、支援方針の検討、プランの作成、検討及び適切性の判断、プランに基づく支援終了時当の評価について検討を行う。この場合において、必要に応じ本会議に属していない機関に協力を求めることができるものとする。
- 2 チーム会議は、別表第1に規定する会議体を充てることができるものとする。

(事務局)

- 第7条 本会議に関する事務の総括、関係機関等の連絡調整等、本会議の事務局は、豊田市福祉部よりそい支援課が担当する。

(会議の招集)

- 第8条 全体定例会及びチーム定例会は、事務局が招集する。
- 2 チーム会議は、豊田市重層的支援体制整備事業実施要綱第6条第2項に規定する多機関協働事業者が招集することができる。

(守秘義務)

- 第9条 本会議の構成員は、正当な理由なく業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

チーム会議に適用させることができる会議体

会議体	所管課
地域ケア個別会議	高齢福祉課
豊田市こども・若者支援地域協議会実務者会議	こども相談課
子育て支援施設リーダー会	保育課